



平成 21年 8月 17日

各 位

会社名 : 田崎真珠株式会社
(コード : 7968 東証第一部)
代表者名 : 代表執行役社長 田島 寿一
問合せ先 : 専務執行役 飯田 隆也
管理本部長
(TEL : 078 - 302 - 3321)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、当社の執行役への新株予約権の割当数につきましては、当社報酬委員会の決定に従っております。なお、当社は平成 21 年 1 月 23 日の定時株主総会において、新株予約権の募集事項決定の当社取締役会の委任につき、株主の皆様のご承認をいただいておりますが、「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」（会社法第 236 条第 1 項 5 号）の明記を欠きましたため、念のため、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に基づく取締役会決議を行ったものです。

記

1. 新株予約権の割当日
平成 21 年 9 月 1 日
2. 新株予約権の発行数
6,930 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 1,000 株）
3. 新株予約権の割当を受ける者および割当数

| 割当対象者 | 人数 | 割当個数 |
|-------|-----|---------|
| 当社執行役 | 8 人 | 6,830 個 |
| 当社従業員 | 1 人 | 100 個 |
| 計 | 9 人 | 6,930 個 |

執行役及び従業員に対する募集は、新株予約権者の職務執行の対価たる報酬等にかかる債権債務と、新株予約権の払込金額を割当日において対当額にて相殺することにより、資金流出をとどめると共に、執行役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 6,930,000 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(割当日における諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される 1 株あたりの価額を評価単価として付与数を乗じた金額とし、当社と新株予約権者は、会社法第 246 条第 2 項に基づき、新株予約権者の職務執行ないし業務執行の対価たる報酬等にかかる債権債務と新株予約権の払込金額の払込みにかかる債権債務を割当日において対当額にて相殺する。なお、上記により算出される価額は公正な評価単価に基づくものであり、対象者に特に有利な条件となるものではない。)

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式 1 株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた額とする。行使価額は 60 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

7. 新株予約権を行使することが出来る期間

平成 23 年 3 月 1 日から平成 31 年 2 月末日まで

8. 新株予約権行使の条件

新株予約権者のうち、当社及び当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位に基づき新株予約権割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関連会社の取締役、執行役もしくは従業員の地位にあり、会社法その他日本の法令もしくは海外の法令または当社

もしくは当社関連会社等が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由もしくは解職事由が生じておらず、かつ、当該法令の違反もしくは社内規則の重大な違反に該当する行為がないことを要する。但し、当社または当社関係会社の取締役、執行役もしくは従業員を任期満了により退任した場合もしくは定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由のあると認める場合はこの限りではない。

その他の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

10. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が上記 8. の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することが出来る。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

12. その他

その他詳細は、本取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以上